

児玉 慎一郎 様

この度は、立憲民主党にメールをお送り頂き、誠にありがとうございました。

児玉様におかれましては、患者さんの健康と命を守るため、地域医療の最前線で、日々ご尽力頂いていることに心より敬意を表します。また、立憲民主党が提出した議員立法をご評価頂き、誠にありがとうございます。

お問い合わせ頂いた内容につきまして、以下の通り、ご回答いたします。

- 1.「コロナワクチン健康被害救済法案」の現在の取り扱い状況について
- 2.本国会にて、法案の再提出・修正提出等をご検討されているかについて

立憲民主党が提出した「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案」（通称：コロナワクチン健康被害救済法案）は 2024 年 10 月の衆議院の解散に伴い、廃案となりました。

新型コロナのワクチンについては、特例承認のワクチンを短期間・大規模に接種し、多くの健康被害を発生させてきました。このことを踏まえれば、「コロナワクチン健康被害救済法」を制定することは重要な課題であると考えています。そのため、立憲民主党は政策集に「新型コロナワクチンによる死亡等に関する認定審査体制の充実、審査状況に関する適時・適切な情報提供、ワクチンの安全性の調査研究、健康被害救済が十分になされるよう、「コロナワクチン健康被害救済法」を制定します。」と掲げていますが、現時点で法案の再提出には至っておりません。児玉様からメールを頂戴したことを、弊党の厚生労働部会長に申し伝えます。

3. 現在増加している予防接種健康被害救済制度の認定件数や、ワクチン接種後の遷延症状を抱える重篤な患者さんの実態を踏まえ、今後どのような救済制度拡充を検討されているかについて

新型コロナワクチンの副反応を専門に検討する会議体を設け、反応の分析を一層深められるようにすべきです。接種後の副反応等の相談窓口を身近な自治体ごとに置き、医療機関との速やかな連携を図るべきです。

また、新型コロナワクチンの接種による健康被害が生じた場合の予防接種法に基づく救済制度をより分かりやすく周知すべきです。健康被害救済制度において、市町村が医療機関に対しカルテ等を求められるようにするなど、申請者の負担を軽減するとともに、制度を改善・充実させるべきです。

立憲民主党は、新型コロナワクチンの接種によって健康被害に苦しんでおられる方々に寄り添い、回復と救済に向けた対策が推進されるよう、今後も全力を挙げて取り組んでまいります。

児玉 慎一郎 様

日頃より公明党の活動にご理解をいただき、誠にありがとうございます。
以下の通り回答申し上げます。

一般社団法人ワクチン問題研究会
業務執行理事 児玉 慎一郎 様
業務執行理事 藤沢 明德 様

拝復

平素より地域医療の最前線でお取り組みいただき、心より敬意を表します。
このたびは、mRNA ワクチン接種後の健康被害の実態把握と被害者全面救済を求める請願について、現場の切実な状況に基づく貴重なご意見をいただきましたことに御礼申し上げます。

お寄せいただきましたお問い合わせ事項につきまして、党政務調査会における議論を踏まえ、現時点での公明党の基本スタンスを以下の通りご返信申し上げます。

mRNA ワクチンの健康被害や副反応への対応につきましては、公明党としても当初より国民の命と健康を守る観点から重視しており、国の制度のもとで客観的な調査・評価が継続されるよう求めてまいりました。現在も国の枠組みを通じて実態把握と適切な救済手続きが進められていると認識しており、まずはこの現行制度の運用をしっかりと注視し、確実な対応を求めていくべきであると考えております。

一方で、請願書に記載されている前提認識、あるいは新たな調査主体の設定等につきましては、党内でも様々な観点から慎重な検証が必要であるとの議論がなされており、現時点では一定の留保を置かざるを得ない状況でございます。

所属議員個人の判断を縛るものではございませんが、党としても本件につきましては慎重に対応させていただく方針です。

ご期待に沿えず誠に恐縮ではございますが、国の制度を通じた安全性の確保と副反応への適切な対応には、引き続き責任を持って取り組んでまいります。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、先生方の今後の研究活動のご発展と、皆様のご健勝を祈念申し上げます。

敬具
公明党

児玉さま

お世話になっております。チームみらいの久保と申します。
下記のご連絡を誠にありがとうございました。

誠に勝手ながら、請願に関しましてはお受けしておりません。
何卒ご理解いただけますと幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

チームみらい 久保

一般社団法人ワクチン問題研究会 業務執行理事 児玉様

日本共産党国会議員団事務局の山本と申します。

このたびは回答が遅れてしまい大変申し訳ありません。

党本部にメールでご依頼いただいた件についての回答を送付します。

1 について

mRNA ワクチン接種後健康被害の実態把握と被害者全面救済を求める請願の項目2に記載の「被害者救済制度の対象範囲拡大」について趣旨文や依頼文にも内容が書かれておらず、紹介するかどうかわからないため今回は紹介議員になることは見送るという判断になりました。

2 と 3 について

現状で立法提案の検討は行っていないですが、新型コロナワクチン（mRNA ワクチン）の接種後に起こる有害事象をめぐるのは、徹底した原因究明と被害者への補償・救済を、国会論戦等をつうじて求めています。

実際、この立場から国会で、宮本徹元衆議院議員、倉林明子元参議院議員、田村智子衆議院議員（質問は参議院時代）が国会で被害救済の遅れを解消するよう求めるとともに、背景にある、事前の健康診断結果や、病理検査など、生前の健康状態の情報が足りないと申請さえ受け付けないという対応の改善や、死亡原因の調査のための病理解剖への助成、審査体制の充実を求めてきました。

また、対応できる医療機関の整備や、副反応の原因究明・治療法の開発、予防接種副作用被害救済制度の利用のための手続の簡素化や迅速化のための体制整備が必要だと考えています。

新型コロナウイルスワクチンの副反応被害者の救済や治療法の確立のために引き続きがんばってまいります。

日本共産党国会議員団
事務局 山本裕太